

2 2級林業技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

林業の職種における中級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表2の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表2の右欄のとおりである。

表2

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
学 科 試 験	
1 間伐調査	次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。 (1)間伐の種類 (2)間伐率 (3)間伐対象木(選木)
2 苗木 樹種 取扱い	苗木の樹種及びその特性について一般的な知識を有すること。 次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。 (1)良好な苗木の状態 (2)苗木の調達方法 (3)苗木の適切な保管、取扱い方法 (4)苗木の種類ごとの特性
3 造林・育林 目的	次に掲げる作業に関し、目的について一般的な知識を有すること。 (1)地拵え (2)植付 (3)下刈 (4)つる切り (5)除伐 (6)枝打ち (7)間伐
実施時期及び適期	次に掲げる作業に関し、実施時期及び適期について一般的な知識を有すること。 (1)地拵え (2)下刈 (3)つる切り (4)除伐 (5)間伐
作業方法・作業動作及び 手順	次に掲げる作業に関し、作業方法・作業動作及び手順について一般的な知識を有すること (1)地拵え (2)植付 (3)下刈 (4)つる切り (5)除伐 (6)枝打ち(なた、おの及びのこぎりに限る。) (7)間伐
4 伐倒 伐倒前の確認	次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。 (1)立木の傾き方向や重心位置を見極める方法 (2)幹や樹冠にある欠陥が伐倒作業に与える影響とその確認方法 (3)伐採の際に風が与える影響 (4)伐倒の際の障害物 (5)かかり木になるおそれのある周囲の木や枯損木の事前対策
受け口・追い口切り 危険木の伐倒・処理 かかり木処理	受け口・追い口切り作業について詳細な知識を有すること。 急傾斜地における伐倒について詳細な知識を有すること。 機械器具の使用方法について詳細な知識を有すること。
5 造材 枝払い 玉切り	枝払いの作業方法について詳細な知識を有すること。 次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。 (1)片持ち材や両持ち材の玉切り方法 (2)合わせ切りによる玉切り方法 (3)材に挟まったチェーンソーのガイドバーを抜く方法 (4)木材単価の算出方法 (5)採材の方法
6 木寄せ	次に掲げる木寄せ作業について詳細な知識を有すること。 (1)人力 (2)車両系機械

<p>7 関係法規 林業種苗法関係法令のうち種苗の配布区域に関する部分</p>	<p>林業種苗法関係法令のうち、種苗の配布区域に関する部分について一般的な知識を有すること。</p>
<p>8 安全衛生 安全衛生に関する詳細な知識</p>	<p>1 次に掲げる林業作業用機材の取扱等について詳細な知識を有すること。 (1)チェーンソー（アイドリングの調整方法は除く） (2)刈払い機 (3)ワイヤー (4)植付に必要な道具 (5)かま (6)おの (7)なた (8)のこぎり (9)とび (10)かかり木処理に使用する機械器具 (11)車両系機械による木寄せに必要な補助器具</p> <p>2 林業作業用の服装・安全装具の性能及び取扱い方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>3 危険予知活動、ヒヤリハット活動、リスクアセスメント活動の目的及びその手法に関し、次に掲げる作業中に潜む危険因子について詳細な知識を有すること。 (1)地拵え (2)植付 (3)下刈 (4)つる切り (5)除伐 (6)枝打ち (7)平地又は緩傾斜地における小・中径木に対する伐倒 (8)急傾斜地における伐倒 (9)かかり木処理(10)枝払い(11)玉切り (12)人力による木寄せ (13)車両系機械による木寄せ</p> <p>4 災害・事故発生時への対応について詳細な知識を有すること。</p> <p>5 労働安全衛生法関係法令（林業作業に関する部分に限る。）について詳細な知識を有すること。</p>
<p>実 技 試 験 植付</p>	<p>植付前の苗木の状況を的確に確認することができること。</p>
<p>伐倒</p>	<p>1 立木や周囲の状況を観察し、危険の把握や伐倒方向を確実に見極めることができること。</p> <p>2 通直な小・中径木の平地での伐倒及び緩傾斜地における斜面に対して横方向又は斜め下方向への伐倒について適切な手法で正確に伐倒できること。</p> <p>3 急傾斜地の立木（斜面に対して横方向又は斜め下方向への伐倒に限る。）について適切な手法で正確に伐倒ができること。</p> <p>4 かかり木処理について機械器具の適切な操作ができること。</p> <p>5 作業中の安全行動、安全装具の装着</p>
<p>造材</p>	<p>次に掲げる方法で正確に玉切りができること。 (1)片持ち材や両持ち材の玉切り (2)大径材の合わせ切り</p>
<p>器具の整備</p>	<p>チェーンソーの整備ができること。</p>

3 3級林業技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

林業の職種における初級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表3の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表3の右欄のとおりである。

表3

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
学 科 試 験	
1 苗木	苗木の取扱いに関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。 (1)良好な苗木の状態 (2)裸苗の適切な保管、取扱い方法
2 造林・育林 目的	次に掲げる作業に関し、目的について概略の知識を有すること。 (1)地拵え (2)植付 (3)下刈 (4)つる切り (5)除伐 (6)枝打ち
実施時期及び適期	次に掲げる作業に関し、実施時期及び適期について概略の知識を有すること。 (1)つる切り (2)除伐
作業方法・作業動作及び 手順	次に掲げる作業に関し、作業方法・作業動作及び手順について概略の知識を有すること (1)地拵え (2)植付 (3)下刈 (4)つる切り (5)除伐 (6)枝打ち (のこぎりに限る)
3 伐倒 伐倒前の確認	次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。 (1)幹や樹冠にある欠陥が伐倒作業に与える影響とその確認方法 (2)伐採の際に風が与える影響 (3)伐倒の際の障害物 (4)かかり木になるおそれのある周囲の木や枯損木の事前対策
4 造材 枝払い 玉切り	枝払いの作業方法について一般的な知識を有すること。 次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。 (1)片持ち材や両持ち材の玉切り方法 (2)材に挟まったチェーンソーのガイドバーを抜く方法
5 木寄せ	人力による木寄せ作業について詳細な知識を有すること。
6 安全衛生 安全衛生に関する詳細 な知識	1 次に掲げる林業作業用機材の取扱等について詳細な知識を有すること。 (1)チェーンソー(アイドリングの調整方法及びソーチェーンの目立ては除く) (2)刈払い機(刈刃の目立ては除く) (3)かま (4)のこぎり (5)とび 2 林業作業用の服装・安全装具の性能及び取扱い方法について詳細な知識を有すること。 3 危険予知活動、ヒヤリハット活動、リスクアセスメント活動の目的及びその手法に関し、次に掲げる作業中に潜む危険因子について詳細な知識を有すること。 (1)地拵え (2)植付 (3)下刈 (4)つる切り (5)除伐 (6)枝打ち (7)平地又は緩傾斜地における小・中径木に対する伐倒 (8)枝払い (9)玉切り (10)人力による木寄せ 4 災害・事故発生時への対応について詳細な知識を有すること。 5 労働安全衛生法関係法令(林業作業に関する部分に限る。)について詳細な知識を有すること。



4 基礎級林業技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

林業の職種における基本的な業務を遂行するために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表4の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表4の右欄のとおりである。

表4

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
学 科 試 験	
1 造林・育林 目的  作業方法・作業動作及び 手順	次に掲げる作業に関し、目的について初歩的な知識を有すること。 (1)地拵え (2)植付 (3)下刈 (4)つる切 (5)除伐 (6)枝打ち  次に掲げる作業に関し、作業方法・作業動作及び手順について初歩的な知識を有すること。 (1)地拵え (2)植付 (3)下刈 (4)つる切り (5)除伐 (6)枝打ち (のこぎりに限る)
2 伐倒 伐倒前の確認	次に掲げる事項について初歩的な知識を有すること。 (1)樹冠にある欠陥が伐倒作業に与える影響とその確認方法 (2)伐採の際に風が与える影響 (3)伐倒の際の障害物 (4)かかり木になるおそれのある周囲の木や枯損木の事前対策
3 造材 枝払い  玉切り	枝払いの作業方法について概略の知識を有すること。  次に掲げる事項について概略の知識を有すること。 (1)片持ち材や両持ち材の玉切り方法 (2)材に挟まったチェーンソーのガイドバーを抜く方法
4 木寄せ	人力による木寄せ作業について概略の知識を有すること。
5 安全衛生 安全衛生に関する基礎 的な知識	1 次に掲げる林業作業用機材の取扱等について基礎的な知識を有すること。 (1)チェーンソー、(2)刈払い機 2 次に掲げる林業作業用機材の取扱等について概略の知識を有すること。 (1)かま (2)のこぎり (3)とび 3 林業作業用の服装・安全装具の性能及び取扱い方法について基礎的な知識を有すること。 4 危険予知活動、ヒヤリハット活動、リスクアセスメント活動の目的及びその手法に関し、次に掲げる作業中に潜む危険因子について基礎的な知識を有すること。 (1)地拵え (2)植付 (3)下刈 (4)つる切り (5)除伐 (6)枝打ち (7)枝払い (8)玉切り (9)人力による木寄せ 5 災害・事故発生時への対応について基礎的な知識を有すること。 6 労働安全衛生法関係法令（林業作業に関する部分に限る。）について基礎的な知識を有すること。

